利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設の名称	ケアステーションわたがし
申請するサービスの種類	訪問介護・介護予防訪問介護

措置の概要

- 1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置等
- ・相談及び苦情に関する常設の窓口を設置し、相談担当者を設けている。

常設窓口:電話 06-6791-7797 FAX 06-6777-8940

担当者:谷口 博真

- *利用者にはこの内容の印刷物を配布し、周知する予定にしている。
- ・相談及び苦情の内容について、「相談苦情対応シート」を作成している。
- ・担当者が不在の場合、誰もが対応可能なようにするとともに、確実に担当者に引き継ぐ体制を敷いている。
- 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行う。
- ・相談担当者は、把握した状況の検討を行い、時下の対応を決定する。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果 報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

3 その他参考事項

・事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な 対応方法を利用者の立場にたって検討し、対処する。